

# 2025 年度 保安管理マスター制度 技術保安管理士称号認定試験

## 法令問題 解答と解説

### 【共通問題】問1～問12

**問1** 鉱山保安法の用語の意義等に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、誤っているものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 鉱山保安法において「鉱山」とは、鉱業を行う事業場をいう。ただし、鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としての附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設を除く。
- (2) 鉱山保安法において「鉱山労働者」とは、鉱山において鉱業に従事する者をいう。
- (3) 鉱山保安法において「保安」とは、①鉱山における人に対する危害の防止、②鉱山の施設の保全、③鉱害の防止、の3つをいう。
- (4) 鉱山保安法の規定によってした処分及び鉱業権者が鉱山保安法の規定によってした手続その他の行為は、鉱業権者の承継人に対しても、その効力を有する。

### 解答 (3)

- (1) 正：鉱山保安法第2条第2項に規定されているとおり。
- (2) 正：鉱山保安法第2条第3項に規定されているとおり。
- (3) 誤：鉱山保安法第3条第1項第2号において「鉱物資源の保護」も保安の意義のひとつとして定義されている。
- (4) 正：鉱山保安法第4条第1項に規定されているとおり。

問 2 鉱業権者又は鉱山労働者の義務に関する次の記述について、□に当てはまる鉱山保安法令上定められている言葉を下記の(1)～(4)の組合せの中から選びなさい。

- ① 鉱業権者は、落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガス又は炭じんの爆発、自然発火及び坑内火災から□Aを保護するため必要な措置を講じなければならない。
- ② 鉱業権者は、ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理、並びに□Bについて、鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない。
- ③ 鉱山労働者は、保護具その他の□Cから指示されたものを使用、着用又は携帯すること。
- ④ 鉱業権者は、衛生に関する通気の確保及び災害時における□Dのため必要な措置を講じなければならない。

A

B

C

D

- |     |       |       |       |    |
|-----|-------|-------|-------|----|
| (1) | 鉱山労働者 | 土地の掘削 | 鉱業権者  | 報告 |
| (2) | 鉱山労働者 | 騒音・振動 | 保安統括者 | 救護 |
| (3) | 鉱物資源  | 騒音・振動 | 保安統括者 | 報告 |
| (4) | 鉱物資源  | 土地の掘削 | 鉱業権者  | 救護 |

解答 (4)

各記述に関連する条文は以下のとおり。

- ① 鉱山保安法第6条参照。正しくは「鉱物資源」。
- ② 鉱山保安法第8条参照。正しくは「土地の掘削」。
- ③ 鉱山保安法施行規則(以下「施行規則」という。)第27条第2号参照。正しくは「鉱業権者」。
- ④ 鉱山保安法第5条第2項参照。正しくは「救護」。

上記より、A「鉱物資源」 B「土地の掘削」 C「鉱業権者」 D「救護」となり、(4)が正しい。

**問3** 鉱業権者による鉱山の現況調査に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、誤っているものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 鉱業権者は、3日以上の休業見込みの負傷者が同時に5人以上生じた災害の報告を産業保安監督部長にしたときは、当該報告に係る災害の原因その他の経済産業省令で定める事項を調査し、その結果を記録し、これを10年間保存しなければならない。
- (2) 鉱業権者は、鉱業法の認可を受けてその事業を休止したときは、鉱山の現況について、経済産業省令で定める事項を調査し、経済産業省令の定めるところにより、その結果を記録し、これを20年間保存しなければならない。
- (3) 鉱業権者は、鉱業権を放棄しようとするときは、鉱山の現況について、経済産業省令で定める事項を調査し、経済産業省令の定めるところにより、その結果を記録し、これを20年間保存しなければならない。
- (4) 経済産業大臣は、鉱山における保安のため必要があると認める場合には、鉱業権者に対し、保安に関する事項を調査し、経済産業省令の定めるところにより、その結果を記録し、これを保存することを命ずることができる。

**解答 (2)**

- (1) 正：鉱山保安法第18条第2項、施行規則第39条第1項第2号及び第45条第1項第2号に規定されているとおり。
- (2) 誤：鉱山保安法第18条第1項、施行規則第36条第1号及び第39条第1項第1号参照。「休止したとき」ではなく、「休止しようとしたとき」。
- (3) 正：鉱山保安法第18条第1項、施行規則第36条第4号及び第39条第1項第1号に規定されているとおり。
- (4) 正：鉱山保安法第18条第3項に規定されているとおり。

**問 4** 鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容に関する次の①～③の記述の正誤について、(1)～(4)の中から正しいものを1つ選びなさい。

- ① 保安委員会の開催頻度
  - ② 災害時における罹災者の救護方法
  - ③ 見学者に対する保安確保に関する事項
- 
- (1) ①～③の記述のうち、鉱山保安法令に規定された内容として正しい記述はない。
  - (2) ①～③の記述のうち、鉱山保安法令に規定された内容として正しい記述が1つある。
  - (3) ①～③の記述のうち、鉱山保安法令に規定された内容として正しい記述が2つある。
  - (4) ①～③の記述全てが、鉱山保安法令に規定された内容として正しい。

**解答 (4)**

施行規則第40条に規定のとおり、①～③の記述内容は全て正しいので、(4)が正答。

**問 5** 保安統括者及び作業監督者等に関する次の①～③の記述の正誤について、鉱山保安法令上、正しいものを(1)～(4)の中から 1 つ選びなさい。

- ① 鉱業権者は、鉱山において、鉱業に関する事項を統括管理させるため、保安統括者を選任しなければならない。保安統括者は、当該鉱山において鉱業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。
  - ② 鉱業権者は、保安統括者又は保安管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行わせるため、経済産業省令の定めるところにより、あらかじめ代理者を選任し、これを産業保安監督部長に届け出なければならない。
  - ③ 鉱業権者は、保安を確保するため、経済産業省令で定める作業の区分ごとに、経済産業省令で定める資格を有する者のうちからその作業を監督する者を選任したときは、経済産業省令の定めるところにより、これを産業保安監督部長に届け出なければならない。
- 
- (1) ①～③の記述のうち、鉱山保安法に規定された内容として正しい記述はない。
  - (2) ①～③の記述のうち、鉱山保安法に規定された内容として正しい記述が 1 つある。
  - (3) ①～③の記述のうち、鉱山保安法に規定された内容として正しい記述が 2 つある。
  - (4) ①～③の記述全てが、鉱山保安法に規定された内容として正しい。

**解答 (3)**

- ① 誤：鉱山保安法第 22 条第 1 項及び第 2 項参照。正しくは「鉱業に関する事項」ではなく「保安に関する事項」
- ② 正：鉱山保安法第 24 第 1 項に規定されているとおり。
- ③ 正：鉱山保安法第 26 条第 1 項及び第 2 項に規定されているとおり。

従って、2 つが正しい記述であり(3)が正答。

**問 6** 保安教育に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、正しいものを(1)～(4)の中から 1 つ選びなさい。

- (1) 特に危険な作業として経済産業省令で定めるものは、①鉱山における掘削作業、②鉱山における発破作業、③鉱山における高所作業の 3 つであり、これらの作業については、それぞれに必要な教育の内容及び時間が経済産業省令に規定されている。
- (2) 鉱業権者は、鉱山における発破に関する作業に鉱山労働者を従事させるとときは、発破方法に関し、最低限 5 時間の教育を施す必要がある。
- (3) 労働安全衛生規則に掲げる発破技士免許を受けた者は、鉱山における火薬類を使用する作業及び鉱山における発破に関する作業に従事するにあたって必要な保安教育を施したものとする。
- (4) 鉱業権者は、定期的に又は必要に応じ、鉱山労働者に対して、その作業を行うに必要な保安に関する事項について再教育を実施し、その記録を保持しなければならない。

**解答 (3)**

- (1) 誤：施行規則第 30 条第 1 項の表上欄で規定されている「特に危険な作業」に、①鉱山における掘削作業、③鉱山における高所作業、は含まれていないので誤り。
- (2) 誤：施行規則第 30 条第 1 項の表下欄において、発破方法に関する事項について 12 時間以上の教育時間が必要と定められている。
- (3) 正：施行規則第 30 条第 3 項 2 号に規定されているとおり。
- (4) 誤：施行規則第 30 条第 4 項において、「鉱業権者は、定期的に又は必要に応じ、鉱山労働者に対して、その作業を行うに必要な保安に関する事項について再教育を実施するよう努めなければならない。」と努力義務として規定されており、「再教育の実施及び記録の保持」については、必ず実施しなければならない義務として定められていない。

**問 7** 鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設であって保安の確保上重要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下「特定施設」という。）に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、正しいものを(1)～(4)の中から 1 つ選びなさい。

- (1) 鉱業権者は、特定施設であって保安の確保上特に重要なものとして経済産業省令の定めるものについては、経済産業省令の定めるところにより、定期に、検査を行い、その結果を記録し、これを産業保安監督部長に届け出なければならない。
- (2) 産業保安監督部長は、鉱業権者から届出のあった工事の計画が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。
- (3) 鉱業権者は、特定施設の設置又は変更の工事であって、経済産業省令で定めるもの工事を完成したときは、経済産業省の定めるところにより、その使用の開始前に、検査を行う必要があるが、その検査においては経済産業省で定める技術基準に適合するものであることのみ確認すればよい。
- (4) 鉱業権者は、特定施設の使用を開始したとき、又は特定施設を廃止したときは、30 日以内に、その旨を産業保安監督部長に届け出なければならない。

**解答 (2)**

- (1) 誤：鉱山保安法第 16 条参照。「その結果を記録し、これを保存しなければならない」とあり、「産業保安監督部長に届け出なければならない」が誤り。
- (2) 正：鉱山保安法第 13 条第 4 項に規定のとおり。
- (3) 誤：鉱山保安法第 14 条第 2 項参照。「技術基準への適合」とともに、「工事の計画に従って行われたものであること」も確認する必要がある。
- (4) 誤：鉱山保安法第 15 条参照。「特定施設の使用を開始したとき、又は特定施設を廃止したときは、遅滞なく、その旨を産業保安監督部長に届け出なければならない。」とあるので誤り。

問8 鉱山保安法に規定された施設等の巡視及び点検に関する次の記述について、  
\_\_\_\_\_に当てはまる鉱山保安法令上定められている言葉を、下記の(1)～(4)の組合せの中から選びなさい。

- ① 保安の確保上重要な鉱山等にある建設物、工作物その他の施設並びに掘採箇所及び掘採跡を\_\_\_\_\_A\_\_\_\_\_巡視し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、危害及び\_\_\_\_\_B\_\_\_\_\_の防止のため必要な事項について、測定すること。
- ② 大雨、地震その他の異常気象により保安上危険の有無を検査する必要が生じたもの又は危害及び\_\_\_\_\_B\_\_\_\_\_の防止のため必要な事項についての測定の結果に異常が認められたものについては、\_\_\_\_\_C\_\_\_\_\_に危害が及ぶおそれがある場合を除き、巡視及び測定の回数の増加その他巡視又は測定について必要な措置を講ずること。
- ③ 鉱業上使用する機械、器具及び工作物については、始業時、月次等、\_\_\_\_\_A\_\_\_\_\_点検を行うこと。また、点検の結果を記録し、必要に応じ、これを\_\_\_\_\_D\_\_\_\_\_すること。

A

B

C

D

(1)	定期的に	汚染	第三者	届出
(2)	保安のため必要があるときに	鉱害	巡視者	保存
(3)	定期的に	鉱害	巡視者	届出
(4)	保安のため必要があるときに	汚染	第三者	保存

解答 (2)

施行規則第26条に規定の通り、空欄A～Dには、A「保安のため必要があるときに」  
B「鉱害」 C「巡視者」 D「保存」が当てはまるので、選択肢(2)が正答。

問 9 鉱業権者から産業保安監督部長に対して行う災害その他の保安に関する事項の報告に関する次の記述について、□に当てはまる鉱山保安法令上定められている内容を、(1)～(4)の組合せの中から 1 つ選びなさい。

- ① 鉱業権者は、死者又は□Aの休業見込みの負傷者が生じた災害、又は、3日以上の休業見込みの負傷者が同時に5人以上生じた災害が発生したときは、直ちに、災害の状況について産業保安監督部長に報告しなければならない。
- ② 鉱業権者は、3日以上の休業見込みの負傷者が生じた災害が発生したときは、産業保安監督部長に、速やかに災害の状況について報告するとともに、□Bに定められた様式に従い報告しなければならない。
- ③ 鉱業権者は、水害その他の自然災害が発生したときは、□C、速やかに災害の状況について産業保安監督部長に報告しなければならない。
- ④ 鉱業権者は、火薬類の紛失、盗難その他の火薬類についての事故が発生したときは、□D事故の状況について産業保安監督部長に報告しなければならない。

A

B

C

D

- |     |       |       |               |      |
|-----|-------|-------|---------------|------|
| (1) | 2週間以上 | 30日以内 | 負傷者が発生した場合にのみ | 直ちに  |
| (2) | 2週間以上 | 60日以内 | 負傷者が発生した場合にのみ | 速やかに |
| (3) | 4週間以上 | 30日以内 | 負傷者の有無にかかわらず  | 速やかに |
| (4) | 4週間以上 | 60日以内 | 負傷者の有無にかかわらず  | 直ちに  |

### 解答 (3)

- ① 鉱山保安法第41条第1項及び施行規則第45条第1項第2号参照。
- ② 鉱山保安法第41条第2項及び施行規則第46条第1項の表の第2号参照。
- ③ 鉱山保安法第41条第2項及び施行規則第46条第1項の表の第4号参照。
- ④ 鉱山保安法第41条第2項及び施行規則第46条第1項の表の第5号参照。

上記より A 「4週間以上」、B 「30日以内」、C 「負傷者の有無にかかわらず」、D 「速やかに」となり、(3)が正しい。

**問 10** 火薬類の取扱いに関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、誤っているものを(1)～(4)の中から 1 つ選びなさい。

- (1) 火薬類を受渡すときは、あらかじめ定めた安全な一定の場所において行い、受渡し、返還及び使用した火薬類の種類及び数量を記録し、これを 1 年間保存すること。
- (2) 火薬類取扱所に存置する火薬類は、2 作業日の使用見込量以上としないこと。
- (3) 火薬類を存置するときに見張人を常時配置し、又はこれと同等以上の措置を講ずる場合を除き、火薬類取扱所の建物の周囲には、適切な境界さくを設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた標識が設けられていること。
- (4) 発破作業を行うときは、異常爆発の防止並びに発破作業者及び周辺への危害を防止するための措置を講ずること。

**解答 (3)**

- (1) 正：施行規則第 13 条第 1 号及び第 4 号に規定されているとおり。
- (2) 正：施行規則第 13 条第 3 号に規定されているとおり。
- (3) 誤：鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（以下「技術基準省令」という。）第 40 条第 2 項第 7 号参照。「火薬類を存置するときに見張人を常時配置し、又はこれと同等以上の措置を講じる場合を除き」が誤り。
- (4) 正：施行規則第 13 条第 6 号に規定されているとおり。

**問 11** 危害回避措置等に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、誤っているものを(1)～(4)の中から 1 つ選びなさい。

- (1) 鉱山労働者は、その作業に従事している際に、人に対する危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると認めるときは、当該作業の監督者に報告し、監督者の了解が得られた場合には、その作業を中止することができる。
- (2) 鉱山労働者は、当該危害を避けるためその作業を中止した場合は、当該危害及び当該措置の内容について保安統括者又は保安管理者に直ちに報告しなければならない。
- (3) 鉱山労働者は、この法律若しくはこの法律に基づく経済産業省令に違反する事実が生じ、又は生ずるおそれがあると思料するときは、保安統括者又は保安管理者に対し必要な措置をとるべき旨を申し出ることができる。
- (4) 鉱業権者は、鉱山労働者が危害回避のために作業を中止する措置をとったこと、又は鉱山保安法に違反することを防ぐために必要な措置をとるべき旨の申出をしたことを理由として、当該鉱山労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

**解答 (1)**

- (1) 誤：鉱山保安法第 27 条第 1 項に規定のとおり、人に対する危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると認めるときは、鉱山労働者は自らの判断において当該作業を中止することができる。
- (2) 正：鉱山保安法第 27 条第 1 項に規定のとおり。
- (3) 正：鉱山保安法第 27 条第 2 項に規定のとおり。
- (4) 正：鉱山保安法第 27 条第 3 項に規定のとおり。

**問 12** 鉱業廃棄物の処理に関する次の記述について、鉱山保安法令上、正しいものを(1)～(4)の中から 1 つ選びなさい。

- (1) 鉱業廃棄物を坑外埋立場において処分するときは、のり尻から埋立面までの高さの最大値は 5 メートル未満とすること。
- (2) 捨石、鉱さい及び沈殿物（それぞれ有害鉱業廃棄物を除く。）以外の鉱業廃棄物は、集積処分を行わないこと。
- (3) 有害鉱業廃棄物を坑内埋立する場合は、埋立工事の計画を産業保安監督部長に届け出ること。
- (4) 鉱業廃棄物の処分を委託する場合においては、処分を委託しようとする者に対し、鉱山保安法に規定する管理票を交付すること。

**解答 (2)**

- (1) 誤：施行規則第 18 条第 2 号参照。正しくは「5 メートル」ではなく「3 メートル」。
- (2) 正：施行規則第 18 条第 4 号に規定されているとおり。
- (3) 誤：施行規則第 18 条第 6 号参照。有害鉱業廃棄物は、坑内へ埋立処分を行わないこと。
- (4) 誤：施行規則第 18 条第 16 号ハ参照。正しくは「鉱山保安法」ではなく「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。

## 【選択問題（露天）】問13～問14

**問13** 粉じんの処理について鉱業権者が講すべき措置、又は、講じた措置に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、誤っているものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときには、産業標準化法に基づく日本産業規格 T 8 1 5 1 に適合し、作業環境に応じた有効な防じん性能を有するものを着用させた。
- (2) 常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場及び坑内作業場について、経済産業大臣が定める方法により、6月以内ごとに1回、当該作業場の空气中における粉じんの濃度及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定するとともに、その結果を記録し、7年間保存した。
- (3) 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、粉じんにより生ずるおそれのある疾病的種類及びその症状を、見やすい箇所に掲示するとともに、粉じんが飛散しない箇所への休憩所の設置その他の鉱山労働者が粉じんを吸入しないための措置を講ずること。
- (4) 粉じんを発生し、又は飛散させる施設及び粉じん処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、粉じんによる鉱害を生じたときは、直ちに産業保安監督部長に報告するとともに、速やかにその事故を復旧すること。

### 解答 (4)

- (1) 正：施行規則第10条第1項第2号に規定されているとおり。
- (2) 正：施行規則第10条第1項第4号及び第10号に規定されているとおり。
- (3) 正：施行規則第10条第1項第2の3号口及び第3号に規定されているとおり。
- (4) 誤：施行規則第10条第1項第11号参照。正しくは「直ちに産業保安監督部長に報告するとともに」ではなく「応急の措置を講じ、かつ、」。

**問 14** 自動車の技術基準に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、正しいものを(1)～(4)の中から 1 つ選びなさい。

- (1) 始動装置、加速装置、ブレーキ、その他自動車の運転に際して操作を必要とする装置は、運転者が定位置において容易に操作できる適切な位置に配置し、これらを識別できるように表示されていること。
- (2) 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管からの熱等による燃料の引火を防止するため、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から安全な距離を有していること。また、坑内において使用する自動車（専ら連絡地下道の通過の用に供する自動車を除く。）にあっては、内燃機関の排気側には、適切な空気清浄装置が設けられていること。
- (3) 車室内の電気配線は、被覆し、かつ、車体から適切な距離を有していること。また、車室内の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずる電気装置は、火花による火災を防止するための適切な措置が講じられていること。
- (4) 坑内において使用する自動車（専ら連絡地下道の通過の用に供する自動車を除く。）にあっては、機関部及び電気系統に対して作動する、有害ガスの発生の少ない消火装置が、運転者席から容易に操作ができ、かつ、損傷を受けない位置に設けられていること。

**解答 (1)**

- (1) 正：技術基準省令第 9 条第 8 号に規定されているとおり。
- (2) 誤：技術基準省令第 9 条第 11 号ハ及び第 22 号ロ参照。「内燃機関の排気側」ではなく、「内燃機関の吸気側」。
- (3) 誤：技術基準省令第 9 条第 12 号イ及びロ参照。「車体から適切な距離を有していること」ではなく、「車体に定着されていること」。
- (4) 誤：技術基準省令第 9 条第 22 号ホ参照。「電気系統」ではなく、「吸排気系統」。

## 【選択問題（鉱場）】問15～問16

問15 石油鉱山におけるパイプラインの技術基準に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、誤っているものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) パイプラインの構造について、パイプラインの導管を最高使用圧力の1.5倍以上の圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐えるものであること。
- (2) 天然ガスのみを流送するパイプラインについては、パイプラインとこれに接続するコンプレッサーとの間は、揮発性有機化合物を除去するための適切な措置が講じられていること。
- (3) パイプラインを地盤面上に設置するときは、パイプラインは地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対して、構造上安全な支持物により支持されていること。
- (4) パイプラインを地盤面下に埋設するときで、盛土又は切土の斜面の近傍にパイプラインを埋設するときは、斜面の崩壊に対して安全率1.2以上の滑り面の外側に埋設すること。

### 解答 (2)

- (1) 正：鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（以下「技術指針」という。）第18章第3項(1)に規定されているとおり。
- (2) 誤：技術基準省令第21条第4項第4号ハに、「パイプラインとこれに接続するコンプレッサーとの間は、水分を除去するための適切な措置が講じられていること」と規定されており、「揮発性有機化合物を除去するための適切な措置」ではないので誤り。
- (3) 正：技術基準省令第21条第3項第2号イに規定されているとおり。
- (4) 正：技術基準省令第21条第3項第1号ロ及び技術指針第18章第6項に規定されているとおり。

**問 16** 掘削バージが鉱害の防止のために満たすべき基準に関する次の記述のうち、誤っているものを(1)～(4)の中から 1 つ選びなさい。

- (1) 掘削バージには、鉱業の実施に伴い大量の油又は有害液体物質の海洋への排出があった場合に油又は有害液体物質による汚染拡散を防止するため、オイルフェンス、薬剤その他の資材が備えられていること。
- (2) 掘削バージの防汚方法（被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて掘削バージへの生物の付着を抑制し又は防止する方法をいう。）においては、塗料が十分に乾燥した状態におけるスズの含有率が 0.25 質量百分率を超える有機スズ化合物又はシブトリルを使用していないこと。
- (3) 掘削バージには、オゾン層破壊物質を含む装置、設備又は材料は使用されていないこと。
- (4) 掘削バージにおいて使用する燃料油は、硫黄の含有率が 1.0 質量百分率を超えないものであり、かつ、無機酸を含まないこと。

**解答 (4)**

- (1) 正：技術基準省令第 18 条第 7 項第 1 号に規定されているとおり。
- (2) 正：技術基準省令第 18 条第 7 項第 2 号に規定されているとおり。
- (3) 正：技術基準省令第 18 条第 7 項第 3 号に規定されているとおり。
- (4) 誤：技術基準省令 18 条第 7 項第 4 号に、「掘削バージにおいて使用する燃料油は、硫黄の含有率が 0.5 質量百分率を超えないものであり、かつ、無機酸を含まないこと」と規定されているので誤り。